

# 市民オンブズマンわかやま

ニュース NO104

発行責任者 畑中 正好 発行日 2014年5月20日  
連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内  
TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767  
http://www.naxnet.or.jp/~wa\_obz/ Eメール wa\_obz@naxnet.or.jp

## この間の活動を総括し方針決める

### 4月22日に第18回定期総会開催

## 政務調査費の是正 実現

## 7年間の追及実る！

当会は、去る4月22日に第18回定期総会を開催しました。総会は、質疑・討論を経て、畑中事務局長が行ったこの1年間の活動報告・方針案及び決算・予算案を採択し、役員を選出して閉会しました。また、閉会后に懇親会を行い歓談しました。

議長は杉山誠一世話人、開会のあいさつは阪本康文代表、閉会のあいさつは松井和夫代表が行い、役員は全員再任されました。

活動報告は、この1年間にまた一つ、私達の追及が実を結んだとして裁判が確定し政務調査費が是正されたことを強調しました。

確定した判決で違法な支出とされた対象元・現議員らから県に返還された額が計7060万円（大会当時）であり、未返還額が2人分計約170万円になっており、確定判決が

活動報告は、この1年間にまた一つ、私達の追及が実を結んだとして裁判が確定し政務調査費が是正されたことを強調しました。

確定した判決で違法な支出とされた対象元・現議員らから県に返還された額が計7060万円（大会当時）であり、未返還額が2人分計約170万円になっており、確定判決が

違法であるとした7231万8750円の殆どが、すでに是正されていると報告。なお、未返還の人には県は裁判を提起して返還を求めるとしています。

また、是正の対象として追及を始めてから約7年。対象とした元・現議員が40名あり、裁判の対応にも苦勞したが、それが報われ、うれしいと語りました。

裁判が継続しているもう一つの県議政務調査費（08年度の支出分）訴訟については、裁判に対する仁坂吉伸知事の対応を批判。政務調査費の使途について、各種議員連盟の会費以外、何時、どのようなものに支出したのか一切説明せず、かつ、裏付け証拠も一切提出しないことに、預かった県民の血税を適正に執行すべきである知事の立場からすれば、訴訟上のことであっても採るべき態度ではないとしました。

また、この1年間に住民監査請求などに至るケースはなかったが、県同和奨学金の返済状況の調査や、和歌山市の道路建設にかかる入札状況など数件の調査・点検監視活動を行っていることを報告。

最後に、情報を収集するアンテナを一層高くすることを呼びかけました。



第18回定期総会を深める

議員事務所の調査から追及

阪谷 今年の総会、たいへんうれしそうでしたよ、畑中さん。

畑中 え、分かりましたか。

井上 使った政務調査費の約7231万円が違法であると認定した大阪高裁判決が確定したから、ですよ。

畑中 長かった追及が実現しましたから。

阪谷 すでに、約7060万円が返還されたと言われています。

井上 未だ返還していないという2人は、誰ですか？

畑中 氏名はいまのところ不明です。おおよその検討は

ついてはいるのですが、県は誰か言ってくれませんか。

阪谷 調べれば分かるのじゃないか。

畑中 もちろんです。返還資料を公開請求をすれば、返還した人の名



追及の苦勞

楽しい「コマ」に

前が分かりやすから。井上 じゃ、県も隠さなくていいのに。

阪谷 追及、7年間と言われているんですが、7年にもなりますか？

畑中 はい。事務所費支出

井上 1日は田辺市から和歌山へ。1日は橋本市から和歌山へ。もう1日は和歌山市内をまわり、写真を撮りました。

畑中 それは、07年の2月頃です。

井上 その年の8月です。2月が判決確定ですから、おっしゃるとおり丸7年になりますね。

阪谷 訴訟の対応にたいへん苦勞されていました。

出のあった議員らの事務所の調査から数えれば。

阪谷 そういえば、調査しました。私も、田辺市の大沢議員のところまで行きました。

畑中 ええ、対象人数が多くて。

井上 提訴は1件でも40件提訴したと同じようなもの、だからね。

畑中 5月の連休や8月の休みをあてて準備しました。でも、この結果で、そうしたことも含め楽しかった「コマ」になりました。

阪谷 満足していると。畑中 概ね、ですが。

阪谷 不満もあると。畑中 ないと言えればウソになりません。

井上 同感です。畑中 妻の雇用でも、とりわけ、議員の自宅で妻を雇用しているとす

るケースがあります。自宅を雇用するつもりで、本間に雇用していると

思われませんか。電話を取り次いだり、仮

断は、納得いきかねますね。

井上 同感です。畑中 妻の雇用でも、とりわけ、議員の自宅で妻を雇用しているとす

るケースがあります。自宅を雇用するつもりで、本間に雇用していると

思われませんか。電話を取り次いだり、仮

断は、納得いきかねますね。

井上 同感です。畑中 妻の雇用でも、とりわけ、議員の自宅で妻を雇用しているとす

るケースがあります。自宅を雇用するつもりで、本間に雇用していると

思われませんか。電話を取り次いだり、仮

断は、納得いきかねますね。

井上 同感です。畑中 妻の雇用でも、とりわけ、議員の自宅で妻を雇用しているとす

るケースがあります。自宅を雇用するつもりで、本間に雇用していると

思われませんか。電話を取り次いだり、仮

断は、納得いきかねますね。

井上 同感です。畑中 妻の雇用でも、とりわけ、議員の自宅で妻を雇用しているとす

るケースがあります。自宅を雇用するつもりで、本間に雇用していると

思われませんか。電話を取り次いだり、仮

断は、納得いきかねますね。

井上 同感です。畑中 妻の雇用でも、とりわけ、議員の自宅で妻を雇用しているとす

るケースがあります。自宅を雇用するつもりで、本間に雇用していると

思われませんか。電話を取り次いだり、仮

断は、納得いきかねますね。

総会で確認された「方針」及び「役員」は次頁に掲載しました。

らです。ご容赦下さい。

オンブズマンのアンテナ一層高く

に、多少手伝うことがあっても、普通のサラリーマンにもあり得ること。私なども自宅ですることがあって、手伝わってもらったりしますが、それに手当はできません。

井上 それに、口裏だけ合わせることも容易にできるじゃないですか。

畑中 口裏合わせが容易な関係にある場合は認めるべきではない、と思いますよ、私は。

阪谷 まあ、分かりませんが、多少の不服があったとしても、判決、評価しているのではありません。

畑中 それは、全体の支出額の約半額を違法と

していますから。阪谷 結果よければ、良い面をこれから活か

す。畑中 次回期日は6月6日です。すでに、原被告がする主張は終えている。現在、判決のための整理のようなことをしており、結果はそう遠くないと思われ

ます。阪谷 別の話題ですが、この一年間に、訴訟の提起はもとより住民監査請求が一件もなかったと報告されていま

したが、少し気になりました。畑中 そういこと初めてではないですか。畑中 そうかもしれません。井上 それはよいことではないですか。問題がなければ、あえて住民監査請求をしなくてもよいのですから。

阪谷 とても言えますね。井上 それでも、調査、点検活動を行う

たこと報告はされています。畑中 ええ、行いました。井上 県同和奨学金の滞納状況や入札談合の調査も。

畑中 問題にする懸案が少なくはなっています。活動が功を奏し、一見して妙な支出はできないという抑止力が働いてると、言う人もありま

す。阪谷 分かりました。畑中 とはいえ、私達の監視が及んでいないところは、まだまだたくさんあります。井上 例えば。

畑中 この間に、県の「ハイスクール強化校指定事業補助金」の不適切

な支出や、県公営競技事務所の職員が書類を偽造し「旅費」を着服

していたことなどが明らかにになりました。阪谷 そういうことを踏まえれば、より一層オンブズマンの旗を高く掲げなければなりませんね。

畑中 情報を収集するオンブズマンのアンテナを一層高くする必要があると思います。井上 ですね。阪谷 最後に、今回、3人での座談会となりました。迫間さんが都合がつかず欠席されたか

らです。ご容赦下さい。

注 座談会で話し合った政務調査費の返還者ですが、その後1人増え、未返還者は1人になりました。



## 活動方針

- 1 公費のカラー・ムダ支出の根絶と是正をめざす活動を強めます。
- 2 裏金の根絶をめざす活動に取り組みます。
- 3 談合入札の根絶をめざす活動に取り組みます。
- 4 情報公開を促進する活動に取り組みます。
- 5 県内各地の自主的なオンブズマン活動の促進に取り組みます。
- 6 会報を発行するなど広報活動を強めます。
- 7 会員を増やし、財政の強化に取り組みます。
- 8 全国オンブズマン連絡会議と連携した活動に取り組みます。
- 9 その他、目的を達成するために必要な活動に取り組みます。

## 役員

同	同	同	同	同	世話人	代表	代表
森崎	杉山	芝野	阪谷	神野	井上	松井	阪本
有治	誠一	友樹	昇良	文夫	壮一	和夫	康文

## 新年度 会費 納入のお願い

新年度になりましたので、会費のご請求をさせていただきます。

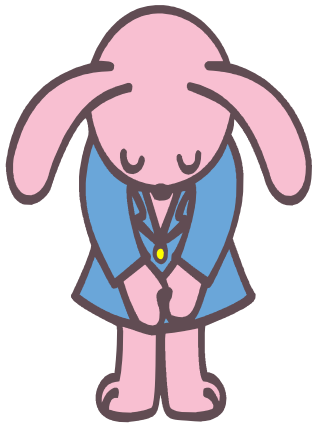
会費は1口2500円ですが、できる限り複数口のご送金の「協力をお願いします。」

ご送金は、下記の銀行口座もしくは、同封の郵便振替にてお送り下さい。

なお、領収書の発行を省かせていただいておりますので、ご送金された控えをご保管下さい。領収証の必要な方はお手数かけますが事務局までご連絡下さい。

### 《ご送金先》

- ☆ きのくに信用金庫本店  
普通預金 No.0419585  
名義 市民オンブズマンわかやま  
じむきょくちよう はたなかまさよし  
事務局長 畑中正好
- ☆ 郵便局  
加入者名 市民オンブズマンわかやま  
口座番号 00990 - 7 - 11007



## 当面の予定

- 5月20日 PM 4:00～  
ニュース発送作業日
- 5月28日 PM 6:00～  
第1回全員会議
- 6月6日 AM 10:30～  
県議政務調査費違法支出金返  
還請求住民訴訟の裁判(和歌山地裁)
- 6月30日 PM 4:00～  
編集会議
- 7月14日 PM 4:00～  
ニュース発送作業日
- 7月23日 PM 6:00～  
第2回全員会議

## 裁判情報

### 県議・政務調査費違法支出金 返還請求住民訴訟

#### ・ 和歌山地裁裁判

裁判は、4月15日に行われました。それぞれ最終の主張を行いました。今後、判決に向けた主張の整理が行われます。

次回は6月6日10時30分からです。



## 次回会員会議のご案内

日 時 5月28日(水)午後6時～

場 所 和歌山合同法律事務所・会議室

こぞってご参加下さい